

会社未対応時の 年末調整・確定申告 対処マニュアル



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年7月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

会社が年末調整を行う義務

所得税法上、給与を支払う会社（給与支払者）には、従業員の年末調整を行うことが義務付けられています。会社が正当な理由なく年末調整を行わないことは、所得税法違反となります。

違反内容	罰則	根拠法令
年末調整を行わず、正しい税額を徴収しなかった場合	1年以下の懲役 または50万円以下の罰金	所得税法第242条
源泉徴収した所得税を国に納付しなかった場合	10年以下の懲役 または200万円以下の罰金（併科あり）	所得税法第240条

会社が年末調整をしてくれないケース

会社が年末調整をしてくれないケース

会社が従業員の年末調整を行わない背景には、いくつかの状況が考えられます。

状況	考えられる背景
年末調整の必要性を認識していない	- 起業間もない、または小規模な事業で、経理・税務に関する知識が不足している。 - 従業員から「扶養控除等（異動）申告書」が提出されていない。
源泉徴収の認識すらない	- 特にパート・アルバイト従業員に対し、給与から所得税を天引き（源泉徴収）せず全額を支払っている。 - 源泉徴収を行っていないため、年末の精算（年末調整）という概念がない。
故意に年末調整をしない	- 手続きが煩雑で手間がかかるため、意図的に避けている。 - コンプライアンス意識が低く、従業員からの指摘に応じない可能性が高い。

パートやアルバイトであっても、原則として年収が178万円（給与所得控除74万円＋基礎控除104万円）を超えると所得税の課税対象となります。会社は対象となる従業員の給与から所得税を源泉徴収し、国に納付する義務があります。

会社が年末調整をしてくれない場合の対処法

会社が年末調整をしてくれない場合の対処法

1. 所轄の税務署に相談・情報提供を行う

会社の所在地を管轄する税務署に違法行為を伝え、指導を促す方法です。特に、会社が意図的に義務を怠っている場合に有効です。

国税庁のウェブサイトには「[課税・徴収漏れに関する情報の提供](#)」窓口が設置されており、匿名での情報提供も可能です。提供された情報に基づき、税務署から会社へ行政指導が行われ、状況が改善される可能性があります。

国税職員には厳格な守秘義務があるため、情報提供者の情報が会社に伝わることはありません。

会社が年末調整をしてくれない場合の対処法

2. 自身で確定申告を行う

払い過ぎた所得税の還付を受けるため、または不足分を納税するために、**自分で確定申告を行います。**

1. 源泉徴収票の入手

- まずは会社に源泉徴収票の発行を依頼します。
- 源泉徴収票の「所得控除の額の合計額」などの欄が空欄であれば、年末調整は行われていません。

2. 源泉徴収票が発行されない場合

- 会社が発行を拒否する場合は、管轄の税務署に「源泉徴収票不交付の届出書」を提出します。
- この届出書を提出する際は、手元にある給与明細書の写しを添付します。
- 届出に基づき、税務署から会社へ発行を促す行政指導が行われます。

3. 確定申告の手続き

- **申告期間**：原則として、所得があった年の翌年2月16日から3月15日までです。
- **作成方法**：国税庁ウェブサイトの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、画面の案内に従って申告書を作成でき便利です。
- **提出方法**：作成した申告書を、自身の住所地を管轄する税務署に提出します（e-Taxによる電子申告も可能）。

会社の年末調整の対象とならない従業員

会社の年末調整の対象とならない従業員

会社に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出していても、以下の条件に該当する場合は年末調整の対象外となり、原則として自身で確定申告が必要です。

- その年の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人
- 災害により、源泉所得税の徴収猶予や還付を受けた人
- 2か所以上から給与を受け取っており、他の勤務先に扶養控除等申告書を提出している人
- 年途中で退職し、特定の条件（※）に該当しない人
- 非居住者（国内に住所がない、または1年以上居所がない人）
- 日雇労働者など、継続して同一の雇用主に雇用されていない人

※中途退職者でも年末調整の対象となる主なケース

- 死亡により退職した
- 心身の障害により退職し、年内の再就職が困難と見込まれる
- 12月分の給与を受け取った後に退職した
- パートタイマー等で、その年の給与年収の総額が178万円以下（退職後に他で働く見込みがない場合）

【免責】

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。

※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。また当資料は、表紙下の記載日時点の内容となっております。最新の情報、実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。